

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成20年11月25日付け20千指令教教第8号により通知した個人情報の不訂正決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 訂正請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成20年10月23日付けで実施機関に対し、自己に関する個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求は、千葉市立〇〇中学校の教務主任であった〇〇〇〇教諭が平成〇〇年〇月〇日に自殺した事案（以下「本件事案」という。）に関し、実施機関が作成し公表した「千葉市立中学校教諭の自殺に関する調査報告」（以下「本件公文書」という。）の4頁の（14）に記録された自己に関する個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、「〇〇の指示に基づく〇〇からの依頼により来校した前教務主任から、」の部分が、事実と反するとして、「〇〇が成績処理システムでとまどっている、故〇〇教諭を援助する目的で依頼し、それに応えて来校した前教務主任から、」に訂正するよう求めるものである。

なお、本件個人情報は、平成20年8月5日付け20千教教指令第6号により実施機関が行った個人情報の部分開示の決定に基づき、異議申立人が実施機関から開示を受けたものである。

2 不訂正決定

実施機関は、次のとおり本件訂正請求に理由がないとして、条例第31条第2項の規定に基づき、本件訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の

決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行い、平成20年11月25日付け20千指令教教第8号により異議申立人に通知した。

- (1) 本件個人情報、本件事案に関し、事実関係の確認及び公務等と故〇〇教諭の自殺等との関連について検討することを目的に、実施機関が行った異議申立人である当時の〇〇〇〇を含む関係者に対する書面調査、ヒアリング等による調査の結果を取りまとめて作成された本件公文書に記録されているものである。

条例第28条第1項に規定する事実は、氏名、生年月日等、誰もがその正誤を客観的に判断できる事項でなければならぬところ、本件訂正請求に係る部分の記述は、調査対象者の記述及び発言を基とし、調査の実施時点における調査対象者の認識や記憶に依拠したものであるから、訂正請求の対象となる事実には該当しない。

- (2) 調査対象者のヒアリング記録は、その発言を完全に再現することを目的としたものではなく、実際の発言と比べて、文脈や趣旨を変えない程度で要約等、ヒアリングの記録作業を担当した職員の判断等に依拠した表記の差異があると考えられる。さらに各調査を取りまとめて本件公文書に編集する作業においても、同様に要約等により、編集作業を担当した職員の判断等に依拠した一定の表記の差異があると考えられる。

よって、本件訂正請求に係る部分の記述は、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる事実には該当しない。

- (3) 条例第30条の規定により個人情報の訂正は、訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行うこととされている。

本件個人情報が、訂正請求の対象となる仮に事実該当としても、本件事案に関し公務等と故〇〇教諭の自殺等との関連について、市民や遺族への説明責任を果たすという本件公文書の作成目的は既に達成されており、また、現時点において本件訂正請求に基づく調査をしたとしても、調査対象者の当時の認識や記憶に依拠した記述や発言の正誤を明らかにする手段もなく、さらに、たとえ事実関係が明らかになったとしても、本件公文書の利用目的を阻害し、又は変更をきたすような影響を及ぼすものではない。

よって、本件個人情報の訂正は、訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要なでないことは明らかである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不訂正決定を不服として、平成21年1月15日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、異議申立てについて平成21年6月11日付け21千教教第519号の2により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件個人情報について、「〇〇の指示に基づく〇〇からの依頼により来校した前教務主任から、」の部分が、事実と反するので、「〇〇が成績処理システムでとまどっている、故〇〇教諭を援助する目的で依頼し、それに応じて来校した前教務主任から、」に訂正するよう求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関が行った関係者の調査は、遺族の「本当のことが知りたい」という要望が発端となったものである。よって、本当のことが書かれていない本件公文書は、遺族への説明責任を果たしておらず、調査対象者に対する礼を欠くものである。当然、その作成目的を達成しているとはいえない。

(2) 実施機関は、本件訂正請求に係る部分の記述は、調査対象者の認識や記憶に依拠したものであるから、訂正請求の対象となる事実には該当しないとするが、異議申立人は、曖昧な認識や記憶に依拠したのではなく、当時取っていた詳細なメモにより調査に答えたものであり、正誤は信頼できるものである。

メモの提出も可能であり、メモは裁判の例を見ても、証拠として十分通用するものである。

(3) 実施機関は、調査対象者のヒアリング記録やその他の調査を取りまとめて編集された本件公文書は、いずれも要約等であり、調査対象者の発言等とは担当した職員の判断に依拠した表記の差異があるとするが、問題行動を起こした生徒の事情聴取書や警察の調書は、必ず最後に本人に聴取した内容の確認を取るはずであり、これなしでは、実施機関の職員

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

本件公文書は、本件事案に関し、事実関係の確認及び公務等と故〇〇教諭の自殺等との関連について検討することを目的に、実施機関が行った異議申立人である当時の〇〇〇〇を含む関係者に対する書面調査、ヒアリング等による調査の結果を取りまとめて作成されたものである。

調査対象者のヒアリング記録は、その記録作業を担当した職員により調査対象者の発言を要約して作成されており、さらにヒアリングを含む各調査の結果を取りまとめて編集された本件公文書は、編集作業を担当した職員により各調査結果を要約して作成されたものであると認められる。

よって、本件公文書は、担当した職員の理解に基づき各調査の結果の要約に当たるものであり、そこに記録された本件個人情報は、事実としてなされた調査対象者の発言やヒアリングを含む各調査の結果を基に、それに実施機関の評価・判断が加えられたものであるといえる。

したがって、条例第30条の規定によれば個人情報の訂正は事実には誤りがあると判明した場合に行うこととされているところ、本件個人情報については、その記録の過程を勘案すれば、事実と実施機関の評価・判断とが明確に区別できない状態で一体となっており、事実としての誤りを明らかにすることは困難なものであることから、この点において本件訂正請求には理由がないと認められる。

その余の判断をするまでもなく、本件不訂正決定は妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成21年 6月11日	諮問書を受理
平成21年 7月29日	実施機関から理由説明書を受理
平成21年 8月31日	異議申立人から意見書を受理
平成21年10月14日	審議 (第73回審査会)
平成21年11月18日	審議 (第74回審査会)
平成22年 1月13日	異議申立人から意見を聴取 (第75回審査会)
平成22年 2月16日	審議 (第76回審査会)
平成22年 3月23日	審議 (第77回審査会)